

議案第71号

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

加西市長 西村 和平

## 特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例

令和5年1月1日から令和5年1月31日までの間における市長の給料月額については、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

令和3年度地方創生推進交付金事業の実績報告の誤りに対する管理責任として、令和5年1月1日から令和5年1月31日までの1月間、市長の給料月額を10分の1減額するもの。

(給料月額 893,000 円、減額後の給料月額 803,700 円)